

住友電装企業年金基金規約

住友電装企業年金基金規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この企業年金基金(以下「基金」という。)は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、住友電装企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。
三重県四日市市浜田町5番28号

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の実施事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	住友電装株式会社
所在地	三重県四日市市浜田町5番28号

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)による公告としてこの基金のウェブサイトへの掲載により行う。ただし、令第10条ただし書に該当する場合は、当該電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による公告は行わないものとすることができる。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

- 2 代議員会は、代議員をもって組織する。
- 3 代議員会は、代議員の求めに応じてテレビ会議システムを用いて行うことができる。

(定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、20人とし、その半数は、実施事業所の事業主(以下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第 8 条 代議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第 9 条 加入者において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の選挙区は、実施事業所を通じて 1 選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第 10 条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前 30 日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後 20 日以内に行うことができる。

- 2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
- 3 前 2 項の規定による選挙の期日は、20 日前までに公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第 11 条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、加入者 1 人について 1 票とする。

(当選人)

第 12 条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
- 3 理事長は当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第 14 条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
- 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
- 5 前項の規定による公告の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第 15 条 通常代議員会は、毎年 2 月及び 7 月に招集することを常例とする。

(臨時代議員会)

第 16 条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

- 2 理事長は、代議員の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第 17 条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して 5 日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所（テレビ会議システムを活用する場合にはその方法を含む。）を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

- 2 前項の規定による公告の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(定足数)

第 18 条 代議員会は、代議員の定数（第 20 条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 代議員会に出席することのできない代議員は、前条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。

(代議員会の議事)

第 19 条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

- 2 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。）第 15 条各号に規定する事項の変更を除く。）の議事は、代議員の定数の 3 分の 2 以上の多数で決する。
- 3 代議員会においては、第 17 条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第 20 条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第 21 条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

- 2 前項の規定による代理人は、5 人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ

(6) その他重要な事項

(会議録)

第 23 条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所（テレビ会議システムを活用した場合にはその方法を含む。）
 - (2) 代議員の定数
 - (3) 出席した代議員の氏名（テレビ会議システムにより出席した代議員についてはその旨を含む。）、第 18 条第 2 項の規定に基づき書面により議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名及び第 21 条の規定により代理された代議員の氏名
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた 2 人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第 3 章 役員及び職員

(役員)

第 25 条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数及び選任)

- 第 26 条 理事の定数は、8 人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。
- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
 - 3 理事のうち 1 人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
 - 4 理事のうち 1 人を給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
 - 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ 1 人を選挙する。

(役員の任期)

第 27 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行

う。

(役員の解任)

第 28 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあつては、第 37 条の規定に違反したとき。

(役員の選挙執行規程)

第 29 条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第 30 条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 31 条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して 5 日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第 32 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第 12 条第 4 項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第 33 条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第 31 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第 34 条 理事会の会議録については、第 23 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

(役員の職務)

第 35 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第 23 条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事 2 名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第 36 条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第 37 条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第 38 条 この基金の職員は、理事長が任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 加 入 者

(加入者)

第 39 条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、従業員就業規則(令和 4 年 4 月 1 日現在において効力を有する住友電装株式会社従業員就業規則をいう。)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する社員(執行役員(平成 27 年 6 月 1 日現在有効な執行役員規則に規定する執行役員をいう。))を除く。以下「社員」という。)とする。

(資格取得の時期)

第 40 条 社員は、次のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を取得する。

- (1) 本制度の実施事業所の社員となった日
- (2) 休職規程(令和 5 年 12 月 1 日現在において効力を有する住友電装株式会社休職規程をいう。)第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する休職、キャリアアップ休職規程(令和 5 年 12 月 1 日現在において効力を有する住友電装株式会社キャリアアップ休職規程をいう。)第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する休職及び配偶者海外赴任等休職規程(令和 5 年 12 月 1 日現在において効力を有する住友電装株式会社配偶者海外赴任等休職規程をいう。)第 1 条第 1 項に規定する配偶者海外赴任等休職(以下「休職」という。)が終了した日の翌日

(資格喪失の時期)

第 41 条 社員は、次のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき

- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 社員でなくなったとき
- (4) 休職したとき
- (5) 社員が使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき

(加入者期間の計算)

第 42 条 加入者期間は、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月までの期間とする。

- 2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの基金の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)については、次に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算するものとする。
 - (1) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の全部を支給された者
 - (2) 再加入者となる前の加入者期間に係る老齢給付金の全部を支給された者
 - (3) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)が第 96 条の 3 から第 96 条の 6 までのいずれかの規定に基づき移換された者

第 5 章 基準給与及び標準給与

(基準給与)

第 43 条 基金の給付の額の算定の基礎となる給与(以下「基準給与」という。)は、第 1 基準給与と第 2 基準給与とする。

- 2 前項の第 1 基準給与と第 2 基準給与は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 第 1 基準給与
別表第 1 に定める資格ポイントと別表第 2 に定める勤続ポイントの合計に単価を乗じて得た額(以下「第 1 基準給与」という。)
 - (2) 第 2 基準給与
別表第 3 に定める第 2 勤続ポイントに単価を乗じて得た額(以下「第 2 基準給与」という。)
- 3 前項の単価は、1,000 円とする。

(第 1 仮想個人勘定残高及び第 2 仮想個人勘定残高)

第 44 条 次の各号に規定する額の合計額を第 1 仮想個人勘定残高とする。

- (1) 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月までの各月(ただし、60 歳に達した日の属する月の翌月以降の期間を除く。)について、第 1 基準給与を 12 で除して得た額を累計した額(第 97 条に定める事業年度ごとに円未満の端数を切り上げて算出する。)
- (2) 加入者の資格を喪失した月の翌月から老齢給付金の支給を開始する月又一時金の支給を受ける月の前月までの各月について、前事業年度末(加入者資格を喪失した年度にあつては、当該資格を喪失した日の属する月の末日とする。)の第 1 仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額を 12 で除して得た額の累計額(第 41 条第 4 号により加入者の資格を喪失した場合にあつては、当該加入者の資格を喪失した月の翌月から、休職が終了した日の翌日の属する月又は実施事業所に使用されなくなった日の属する月までの間

は累計しないものとする。)

2 次の各号に規定する額の合計額を第2 仮想個人勘定残高とする。

- (1) 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日又は60 歳に達した日のいずれか早い日の属する月までの各月について、第2 基準給与を12 で除して得た額を累計した額(第97 条に定める事業年度(当該資格を喪失した日又は60 歳に達した日のいずれか早い日の属する事業年度にあつては、当該事業年度の4 月から当該日の属する月までとする。)ごとに円未満の端数を切り上げて算出する。)
 - (2) 60 歳に達した日の属する月の翌月から加入者の資格を喪失した日の属する月までの各月について、20,000 円を12 で除して得た額を累計した額(60 歳に達した日以前に加入者の資格を喪失した場合にあつては零とし、61 歳以降の年齢到達日(誕生日の前日をいう。以下この号において同じ。)が属する月までの1 年間(年齢到達日より前に加入者の資格を喪失した場合にあつては、当該資格を喪失した日の属する月までとする。)ごとに円未満の端数を切り上げて算出する。)
 - (3) 加入者の資格を喪失した月の翌月から老齢給付金の支給を開始する月又一時金の支給を受ける月の前月までの各月について、前事業年度末(加入者資格を喪失した年度にあつては、当該資格を喪失した日の属する月の末日とする。)の第2 仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額を12 で除して得た額の累計額(第41 条第4 号により加入者の資格を喪失した場合にあつては、当該加入者の資格を喪失した月の翌月から、休職が終了した日の翌日の属する月又は実施事業所に使用されなくなった日の属する月までの間は累計しないものとする。)
- 3 前2 項の再評価率は、3 年ごとの事業年度の初日を算定基準日(以下本項において「算定基準日」という。)として改定するものとし、算定基準日の属する年の前年の12 月末日以前5 年間に発行された国債(期間10 年のものとする。)の応募者利回りの平均値(小数点以下第4 位以下を四捨五入する。)に1.5%を加えた率とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、再評価率が5.5%を上回る場合にあつては5.5%とし、2.0%を下回る場合にあつては2.0%とする。
- 5 年金及び一時金の算定にあつては、第1 項に定める第1 仮想個人勘定残高と第2 項に定める第2 仮想個人勘定残高をそれぞれ用いるものとする。

(標準給与)

第45 条 基金の掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「標準給与」という。)は、第1 基準給与とする。ただし、60 歳に達した日の属する月の翌月以降の標準給与は、60 歳に達した日の属する月の末日(当該日に休職により加入者の資格を喪失していた者が、60 歳に達した日の属する月の翌月以降に休職を終了して復職した場合にあつては、当該休職により加入者の資格を喪失した日)における第1 基準給与とする。

第6 章 給 付

第1節 給付の通則

(給付の種類)

第46 条 基金による給付は次のとおりとする。

(1) 老齢給付金

(2) 脱退一時金

(3) 遺族給付金

(裁定)

第 47 条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定する。

2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

3 受給権者は、第 1 項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類（以下この条において「基本添付書類」という。）を添付して基金に提出しなければならない。

4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。

(1) 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子(給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

(2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合
請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 第 54 条に定める未支給の給付の請求に当たっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第 3 項に定める請求書を併せて提出しなければならない。

(1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

(2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合
請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

6 第 60 条第 1 項ただし書の規定により、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に定める特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

7 第 3 項から第 5 項の規定にかかわらず、基金の委託を受けた企業年金連合会（法第 91

条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けた場合であつて、基金により当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたときは、第3項の請求書に基本添付書類を添付することを要しない。

(第1標準年金額及び第2標準年金額)

第48条 第1標準年金額と第2標準年金額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第1標準年金額

支給開始時の第1仮想個人勘定残高を法定下限予定利率に応じ別表第4に定める第1支給期間の年金現価率で除して得た額

(2) 第2標準年金額

支給開始時の第2仮想個人勘定残高を法定下限予定利率に応じ別表第4に定める支給期間5年の年金現価率で除して得た額

2 前項の法定下限予定利率は、次項に定める算定基準日における規則第43条第2項第1号の厚生労働大臣が定める率とする。

3 法定下限予定利率は、3年ごとの事業年度の初日を算定基準日として改定するものとする。

4 第1項第1号の第1支給期間(以下「第1支給期間」という。)は、老齢給付金の裁定を受けるときに、次の各号に掲げる期間のいずれかを選択するものとする。

(1) 5年

(2) 10年

(3) 15年

(4) 20年

(法定下限予定利率の改定に伴う第1標準年金額及び第2標準年金額の改定)

第49条 前条第3項の規定により法定下限予定利率が改定された場合は、第1標準年金額及び第2標準年金額は、次の各号に定める額に改定する。

(1) 第1標準年金額

支給開始時の第1仮想個人勘定残高を、改定後の法定下限予定利率に応じ別表第4に定める第1支給期間の年金現価率で除して得た額

(2) 第2標準年金額

支給開始時の第2仮想個人勘定残高を、改定後の法定下限予定利率に応じ別表第4に定める支給期間5年の年金現価率で除して得た額

(端数処理)

第50条 基金の給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の月額及び一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを100円に切り上げる。

(支給期間)

第51条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第 52 条 年金給付の支払日は年 6 回、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の各 1 日（1 日が金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日）とし、それぞれの支払日にその前月までの分をまとめて支払う。

- 2 一時金給付は、請求手続終了後 1 カ月以内に支払う。
- 3 前 2 項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第 53 条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

- 2 受給権者が、正当な理由がなく法第 98 条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。
- 3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部を行わない。
 - (1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

(未支給の給付)

第 54 条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその他の親族のうち、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
- 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第 1 項に規定する順位による。
- 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その 1 人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

第 55 条 受給権の消滅時効については民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)の規定を適用する。

(譲渡担保の禁止等)

第 56 条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

第 2 節 老齢給付金

(支給要件)

第 57 条 基金の加入者又は加入者であった者が次のいずれにも該当することとなったときは、老齢

給付金を支給する。

- (1) 加入者期間が 20 年に達したとき
- (2) 65 歳に達したとき（以下「支給開始要件」という。）

（第 1 年金額及び第 2 年金額）

第 58 条 年金として支給する老齢給付金の額は、第 1 年金と第 2 年金の合計額とする。ただし、支給期間 5 年経過後の老齢給付金は、第 1 年金とする（第 48 条第 4 項第 1 号を選択した場合を除く。）。

- 2 前項の第 1 年金の額は、第 1 標準年金額とする。ただし、算定基準日（年金支給開始時を含む。以下本項及び次項において同じ。）における年金給付利率が算定基準日における法定下限予定利率を上回った場合にあっては、算定基準日における年金給付利率を予定利率とした別表第 4 に定める第 1 支給期間の年金現価率で、支給開始時の第 1 仮想個人勘定残高を除して得た額を計算し、その額が第 1 標準年金額を上回る額を第 1 標準年金額に加算した額とする。（以下「第 1 年金額」という。）
- 3 第 1 項の第 2 年金額は、第 2 標準年金額とする。ただし、算定基準日における年金給付利率が法定下限予定利率を上回った場合にあっては、算定基準日における年金給付利率を予定利率とした別表第 4 に定める支給期間 5 年の年金現価率で、支給開始時の第 2 仮想個人勘定残高を除して得た額を計算し、その額が第 2 標準年金額を上回る額を第 2 標準年金額に加算した額とする。（以下「第 2 年金額」という。）
- 4 前 2 項の年金給付利率は、3 年ごとの事業年度の初日を算定基準日（以下本項において「算定基準日」という。）として改定するものとし、算定基準日の属する年の前年の 12 月末日以前 5 年間に発行された国債（期間 10 年のものとする。）の応募者利回りの平均値（小数点以下第 4 位以下の端数を四捨五入する。）に 1.5%を加えた率とする。（以下「年金給付利率」という。）
- 5 前項の規定にかかわらず、年金給付利率が 5.5%を上回る場合にあっては 5.5%とし、2.0%を下回る場合にあっては 2.0%とする。

（支給の繰下げ）

第 59 条 削除

（年金に代えて支給する一時金）

第 60 条 老齢給付金の受給権者は、その者の申出により、老齢給付金の裁定を受けるときは第 1 年金及び第 2 年金に代えて一時金を、年金として支給する老齢給付金を受けてから 5 年を経過した日から第 1 支給期間を経過する日までの間においては第 1 年金に代えて一時金を受けることができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、老齢給付金を受けてから 5 年を経過する日までの間においても、第 1 年金及び第 2 年金に代えて一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け又は長期間入院したこと。
- (4) その他前各号に準ずる事情。

- 2 老齢給付金の裁定を受けるときに一時金を受けることを申し出る場合にあっては、次のいずれかを選択することとする。
 - (1) 第1年金の全部
 - (2) 第2年金の全部
 - (3) 第1年金の全部及び第2年金の全部
- 3 老齢給付金の裁定を受けるときに申し出た場合に支給する一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する場合
裁定時の第1仮想個人勘定残高
 - (2) 前項第2号に該当する場合
裁定時の第2仮想個人勘定残高
 - (3) 前項第3号に該当する場合
裁定時の第1仮想個人勘定残高と第2仮想個人勘定残高の合計額
- 4 年金として支給する老齢給付金を受けている間において申し出た場合に支給する一時金の額は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
 - (1) 老齢給付金を受けてから5年を経過する日までに申し出た場合
申出時の第1年金額に第1支給期間から第1年金について老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間(以下「第1残余期間」という。)に応じ申出時の年金給付利率による別表第4に定める年金現価率を乗じて得た額と、申出時の第2年金額に5年から第2年金について老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間(以下「第2残余期間」という。)に応じ申出時の年金給付利率による別表第4に定める年金現価率を乗じて得た額を合算した額
 - (2) 老齢給付金を受けてから5年を経過した日から第1支給期間を経過する日までに申し出た場合
申出時の第1年金額に、第1残余期間に応じ申出時の年金給付利率による別表第4に定める年金現価率を乗じて得た額
- 5 前2条の規定にかかわらず、第2項第1号及び第2号のいずれかを選択して一時金の支給を受けた場合に支給する年金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する場合
第2年金額
 - (2) 前項第2号に該当する場合
第1年金額

(失権)

- 第61条 老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
- (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 第1年金の支給開始後第1支給期間を経過したとき（前条第2項第1号又は第64条第2項第1号を選択して第1年金の全部を一時金として支給を受けた場合にあっては、老齢給付金の支給開始後5年を経過したとき。）
 - (3) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

第3節 脱退一時金

(支給要件)

第62条 加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間が1カ月以上20年未満である者が、加入者の資格を喪失したとき(死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。)
- (2) 加入者期間が20年以上である者が、65歳未満で加入者の資格を喪失したとき

(一時金額)

第63条 脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失したときの第1仮想個人勘定残高と第2仮想個人勘定残高の合計額とする。

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第64条 脱退一時金の受給権者であって第62条第1号に該当する者のうち休職者及び同条第2号に該当する者は、その者が65歳に達するまでの間、第1仮想個人勘定残高及び第2仮想個人勘定残高について、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

- 2 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、第1仮想個人勘定残高及び第2仮想個人勘定残高のそれぞれにつき、次にいずれかを選択して、脱退一時金の支給を申し出ることができる。

- (1) 第1仮想個人勘定残高
- (2) 第2仮想個人勘定残高
- (3) 第1仮想個人勘定残高及び第2仮想個人勘定残高

- 3 脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号を選択した場合
申出時の第1仮想個人勘定残高
- (2) 前項第2号を選択した場合
申出時の第2仮想個人勘定残高
- (3) 前項第3号を選択した場合
申出時の第1仮想個人勘定残高及び第2仮想個人勘定残高の合計額

- 4 第58条の規定にかかわらず、第2項第1号及び第2号のいずれかを選択して一時金の支給を受けた場合に支給する年金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2項第1号に該当する場合
第2年金額
- (2) 第2項第2号に該当する場合
第1年金額

(支給の効果)

第65条 脱退一時金の全部の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

- 2 第44条にかかわらず、前条第1項により支給を繰り下げた者が、次に各号に掲げる区分に応じ脱退一時金の支給を受けたときの第1仮想個人勘定残高又は第2仮想個人勘定残高は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号を選択した場合
脱退一時金の額の計算の基礎となった第1仮想個人勘定残高は、第1仮想個人勘定残高に算入しないものとする。
- (2) 前条第2項第2号に該当する場合
脱退一時金の額の計算の基礎となった第2仮想個人勘定残高は、第2仮想個人勘定残高に算入しないものとする。
- 3 脱退一時金相当額が第96条の3から第96条の6までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。
- 4 第44条にかかわらず脱退一時金相当額が第96条の3から第96条の6までのいずれかの規定に基づき移換されたときの第1仮想個人勘定残高及び第2仮想個人勘定残高は、零とする。

(失権)

第66条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
- (2) 加入者の資格を取得したとき
- (3) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- (4) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき

第4節 遺族給付金

(支給要件)

第67条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が1カ月以上である加入者が死亡したとき
- (2) 第64条第1項に該当する脱退一時金の受給権者であって、脱退一時金の繰下げの申出をしている者が死亡したとき
- (3) 老齢給付金の受給権者であって、第1年金の支給開始後第1支給期間（第60条第2項第1号又は第64条第2項第1号を選択して第1年金の全部を一時金として支給を受けた場合にあつては、老齢給付金の支給開始後5年。）を経過していない者が死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

第68条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が2名以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
- 2 前項に規定する遺族が次に掲げる状態になった場合は、遺族ではなくなるものとする。
- (1) 配偶者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)

をしたとき

- (2) 前項第1号及び第2号に掲げる者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき又は離縁により給付対象者との親族関係が終了したとき

(一時金額)

第69条 第67条第1号及び第2号の一時金額は、死亡したときの第1仮想個人勘定残高と第2仮想個人勘定残高の合計額とする。

- 2 第67条第3号の一時金額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、老齢給付金を受けてから5年を経過した日から第1支給期間を経過する日までにあつては、第1号に定める額とする。

- (1) 死亡時の第1年金額に、第1残余期間に応じ死亡時の年金給付利率による別表第4に定める年金現価率を乗じて得た額
- (2) 死亡時の第2年金額に、第2残余期間に応じ死亡時の年金給付利率による別表第4に定める年金現価率を乗じて得た額

第7章 掛 金

(掛金)

第70条 事業主は、給付に要する費用に充てるため、標準掛金については毎月、特別掛金及びリスク対応掛金については毎年1回拠出する。

- 2 なお、掛金の額に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(標準掛金)

第71条 掛金のうち、標準掛金は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 第1年金部分

前月末日現在における加入者の標準給与の合計額に6.0%を乗じて得た額

- (2) 第2年金部分

前月末日現在における加入者数に4,250円を乗じて得た額

(確定給付企業年金の掛金相当額)

第71条の2 加入者に係る確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第1年金部分

月額12,000円

- (2) 第2年金部分

月額4,000円

(特別掛金)

第72条 掛金のうち、特別掛金の額は、0円とする。

(リスク対応掛金)

第72条の2 掛金のうち、リスク対応掛金の額は、リスク対応額のうち既にリスク対応掛金として拠出した部分の額を控除した額(以下この条において「残余リスク対応額」という。)に100分の50(ただし、残余リスク対応額が当該事業年度の第71条に定める標準掛金の額以下にな

るとき(当該事業年度の開始時点において、過去勤務債務の額の償却が終了していない場合を除く。)は100分の100とすることができる。)を乗じて得た額として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 令和7年2月から令和7年3月まで

2,500,000,000円(一回当たりの額)

(2) 令和7年4月から令和8年3月まで

1,256,200,000円(一回当たりの額)

(3) 令和8年4月から令和9年3月まで(前記ただし書きの規定を適用した額)

1,293,886,000円(一回当たりの額)

2 前項のリスク対応額は、4,938,369千円とする。

(事務費掛金)

第73条 基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金は、各月について、453円に前月末日現在における加入者数を乗じて得た額とする。

(福祉事業掛金)

第74条 削除

(掛金の負担割合)

第75条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第76条 事業主は、毎月の標準掛金をその月の末日(特別掛金及びリスク対応掛金については、3月末日とする。また、当該日が金融機関の休業日である場合には前営業日)までに基金に納付するものとする。

(財政再計算)

第77条 基金は、将来にわたって財政の均衡が保つことができるように、5年ごとに事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第58条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

3 基金は、前項に定める再計算のうち、加入者の数が著しく変動した場合の掛金の額の再計算を行った場合は、第1項で規定する次の再計算はその5年後に行うものとする。

(積立金の額の評価)

第79条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第80条 基金は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度以後20年間における標準掛金額の予想額の現価に100分の15を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第81条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下

回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

- 2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。

ただし、現価の計算に用いる再評価率及び年金給付利率は、各々につき基準日に適用されている再評価率及び年金給付利率とする。

- 3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 基準日において年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

- (2) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

- (3) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

標準的な退職年齢に達した日（基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる老齢給付金に、次の按分率を乗じて得た額

第1年金

按分率＝A/B

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の第1仮想個人別勘定残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の第1仮想個人別勘定残高

第2年金

按分率＝A/B

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の第2仮想個人別勘定残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の第2仮想個人別勘定残高

- (4) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金に、次の按分率を乗じて得た額とする。

第1年金

按分率＝A/B

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の第1仮想個人別勘定残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の第 1 仮想個人別勘定残高

第 2 年金

按分率=A/B

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の第 2 仮想個人別勘定残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の第 2 仮想個人別勘定残高

4 前項第 3 号に規定する標準的な退職年齢は、65 歳とする。

(臨時掛金)

第 82 条 事業年度中において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

第 9 章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

第 83 条 基金は、法第 66 条第 1 項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、基金を共済金受取人とする生命共済契約を農業協同組合連合会と、投資一任契約を金融商品取引業者とそれぞれ締結するものとする。

2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第 66 条第 2 項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。

3 第 1 項の年金信託契約の内容は、令第 40 条第 1 項及び規則第 71 条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるとき及び規則第 111 条の規定により業務経理への繰入金を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第 1 項の生命保険契約又は生命共済契約の内容は、令第 41 条並びに規則第 72 条及び第 73 条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金又は共済金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるとき及び規則第 111 条の規定により業務経理への繰入金を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 保険料又は共済掛金と保険金又は共済金とは相殺しないものであること。

5 第 1 項の投資一任契約の内容は、令第 41 条に規定するものでなければならない。

6 第 2 項の年金特定信託契約の内容は、令第 40 条第 2 項に規定するもののほか、第 3 項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第 84 条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 基金資産運用契約の相手方(以下「運用受託機関」という。)の名称
 - (2) 信託金、保険料又は共済掛金の払込割合
 - (3) 支払金、保険金又は共済金の負担割合
 - (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
 - (5) 資産の額の変更の手続き
 - (6) 第 4 項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第 1 号及び第 6 号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前 2 項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第 85 条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第 86 条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 基金は、前項に規定する基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約及び生命共済一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

(分散投資義務)

第 87 条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

第 88 条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かなければならない。

(資産状況の確認)

第 89 条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第 90 条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第 91 条 基金は、三井住友信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務

- (3) 加入者の記録管理(年金受給待期者、年金受給者を含む。)に関する事務
 - (4) 掛金額計算事務
 - (5) 給付額計算事務
- 2 基金は、前項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託する。

第10章 解散及び清算

(解散)

第92条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の認可があったとき
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき

(解散時の掛金一括拋出)

第93条 この基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額を掛金として一括拋出するものとする。

(支給義務の消滅)

第94条 基金は、基金が解散したときは、この制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

(残余財産の分配)

第95条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、解散した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。
- (1) 残余財産の額が、最低積立基準額を下回る場合
残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額
イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額
 - (2) 残余財産の額が、最低積立基準額以上の場合
残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額
イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額
- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第 11 章 福祉事業

(福祉事業)

第 96 条 削除

第12章 年金通算

(中途脱退者の選択)

第 96 条の 2 この基金は、中途脱退者（基金の加入者の資格を喪失した者であって、第 62 条に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。

- (1) 速やかに、脱退一時金を受給すること。
 - (2) 第 96 条の 6 第 1 項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を連合会へ移換することを申し出ること。
 - (3) この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
 - (4) 第 96 条の 6 第 1 項の規定に基づき、この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。
 - (5) 第 64 条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。
- 2 前項第 3 号、第 4 号又は第 5 号を選択した中途脱退者が、加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第 1 項、第 96 条の 4 第 1 項、第 96 条の 5 第 1 項若しくは第 96 条の 6 第 1 項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、この基金は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第 96 条の 3 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第 1 項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第 96 条の 4 この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱退一時金

相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第96条の5 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第96条の6 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への残余財産の移換)

第96条の7 この基金の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産(第95条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。)の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第95条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(中途脱退者への基金の説明義務)

第96条の8 この基金は、この基金の中途脱退者に対して、第96条の3第1項、第96条の4第1項、第96条の5第1項又は第96条の6第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期

限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。

第 13 章 雑則

(事業年度)

第 97 条 基金の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(届出)

第 98 条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の規定による死亡の届出義務者は、30 日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

- 2 年金給付の受給権者は、毎年 1 回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。
ただし、基金は、基金の委託を受けた連合会が住民基本台帳法第 30 条の 9 の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けた場合であって、基金により、生存の事実が確認された者について、この限りでない。

(受給手続)

第 99 条 基金による給付を受ける者は、基金に第 47 条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

- (1) 給付の受領方法についての届
 - (2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
 - (3) 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)で定める必要な申告書
- 2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第 100 条 基金は、毎事業年度終了後 4 カ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

- 2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。
- 3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。
この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第 101 条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第 116 条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(業務概況の周知)

第 102 条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度 1 回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの(以下この条において「受給権者等」という。)に周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- (3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況

- (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
 - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
 - (7) 基本方針の概要
 - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 基金は、前項に掲げる周知事項を、実施事業所の見やすい場所に掲示するとともに、周知事項を記載した書面を加入者及び受給権者等に配布する。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拋出)

第 103 条 基金の実施事業所が減少するときは、当該減少に係る実施事業所(以下「減少実施事業所」という。)の事業主は、次に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拋出しなければならない。

- (1) 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拋出することとなる特別掛金の予想額の現価
 - (2) 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が事業年度の末日から4月を経過していない場合にあっては、直前の事業年度の前事業年度の末日)における繰越不足金の額に前号の特別掛金の予想額の現価を特別掛金収入現価で除して得た率を乗じて得た額
- 2 前項の掛金は全額事業主が負担する。

(法令の適用)

第 104 条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成16年1月1日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第39条に定める加入者の資格を有する者は、同日付で本制度に加入するものとする。

- 2 施行日の前に、加入者が住友電装厚生年金基金(以下「旧基金」という。)の加算適用加入員であった期間は加入者期間に合算するものとする。

(厚生年金基金からの移行)

第3条 基金は、法第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅した旧基金に係る権利義務を承継するものとする。

- 2 施行日において旧基金の受給権を取得している者(以下「旧基金受給権者」という。)及び施行日の前日までに旧基金の加入員である資格を喪失した者((旧基金の規約第38条の規定にかかわらず、施行日の前日に同条各号のいずれかに該当するに至った者(その事実があった日に更に旧基金の規約第37条各号のいずれかに該当するに至った者を除く。以下同じ。))を含む。以下「旧基金未裁定待期者」という。)は、支給に関する権利義務を承継された給付について、本制度における受給権者とする。
- 3 当該権利義務の承継に係る旧基金が、法第112条第4項の規定により消滅したときは、基金は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。)第162条の3第1項に定める責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。

(旧基金受給権者及び旧基金未裁定待期者の給付に関する経過措置)

第4条 次の各号に掲げる受給権者が、当該各号に定める年金の支給を申し出たときは、権利義務が承継された旧基金の上乗せ年金給付(以下「上乗せ年金給付」という。)に代えて、当該各号に定める年金を支給する。

- (1) 60歳以上の者

上乗せ年金給付に相当する額に、申し出たときの年齢に応じて附則別表第1に定める率を乗じた額を4.63662で除して得た額を、申し出た月の翌月から、年金として5年間支給

- (2) 60歳未満の者

上乗せ年金給付に相当する額に、申し出たときの年齢に応じて附則別表第2及び附則別表第4を乗じて得た額を4.63662で除して得た額を、60歳に達した月の翌月から、年金として5年間支給

- 2 前項第2号に該当する者が60歳に達するまでに、一時金の支給を申し出たときは、年金に代えて一時金の支給を受けることができる。
- 3 前項の一時金の額は、第1項第2号に定める額に4.63662を乗じた額を申し出たときの年齢に応じて附則別表第2に定める率で除して得た額とする。
- 4 第1項に該当する者が、60歳に達したとき、当該年金の申出をしたとき(第1項第1号に該当する者に限る。)又は年金受給中(第60条第1項各号に該当する場合に限る。)に、一時金の支給の申出をしたときは、年金額に5年から年金を支給した期間を控除した期間(以下「残余期間」という。)に応じて附則別表第3に定める率を乗じて得た額を、年金に代えて一時金として支給する。

- 5 第1項第2号に該当する者が、60歳に達するまでに死亡した場合は、その遺族に、第1項第2号に定める額に4.63662を乗じた額を死亡したときの年齢に応じて附則別表第2に定める率で除して得た額を一時金として支給する。
- 6 第1項に該当する者が、年金受給中に死亡した場合は、その遺族に、年金額に残余期間に応じて附則別表第3に定める率を乗じて得た額を、一時金として支給する。
- 7 第1項に定める年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
 - (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 年金の全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 年金の支給開始後5年を経過したとき

(旧基金の加入員であって施行日において加入者の資格を喪失した者の給付に関する経過措置)

第5条 附則第3条第1項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の加入員期間が1カ月以上の加入者(施行日の前日に旧基金の規約第38条各号のいずれかに該当するに至った者を除く。)であって、施行日において第39条に定める加入者の資格を有しない者は、施行日において加入者の資格を喪失するものとし、次の各号の区分に応じ当該各号に定める年金又は脱退一時金を支給する。

(1) 60歳以上の者

次のア又はイに定めるいずれかの年金を選択するものとする。

ア 旧基金の規約に基づく平均標準報酬月額額の1000分の0.1に相当する額に旧基金の加入員であった期間の月数を乗じて得た額(以下「基本年金相当額」という。)を、施行日の属する月の翌月から、年金として支給

イ 基本年金相当額に施行日現在の年齢に応じて附則別表第1に定める率を乗じた額を4.63662で除して得た額を、施行日の属する月の翌月から、年金として5年間支給

(2) 60歳未満の者

基本年金相当額に、施行日現在の年齢に応じて附則別表第4に定める率を乗じて得た額を脱退一時金として支給

- 2 前項第2号に該当する者のうち、旧基金の加入員期間が20年以上の者については、その者が60歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。
- 3 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、脱退一時金の支給を申し出ることができる。
- 4 脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、基本年金相当額に施行日現在の年齢に応じて附則別表第2及び附則別表第4に定める率を乗じて得た額を脱退一時金の支給の申出をしたときの年齢に応じて附則別表第2に定める率で除して得た額とする。
- 5 脱退一時金の支給の繰下げを行っている者が60歳に達したときは、基本年金相当額に施行日現在の年齢に応じ附則別表第4及び附則別表第2に定める率を乗じて得た額を4.63662で除して得た額を、60歳に達した月の翌月から年金として5年間支給する。
- 6 第1項第1号のイ又は前項に該当する者が、60歳に達したとき、当該年金の申出をしたとき又は年金受給中(第60条第1項各号に該当する場合に限る。)に一時金の支給の申出をしたときは、年金額に、残余期間に応じて附則別表第3に定める率を乗じて得た額を、年金に代えて一時金として支給する。

- 7 第2項に定める脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者が、60歳に達するまでに死亡した場合は、その遺族に、基本年金相当額に死亡したときの年齢に応じて附則別表第4に定める率を乗じて得た額を、一時金として支給する。
- 8 第1項第1号のイ又は第5項に該当する者が、年金受給中に死亡した場合は、その遺族に、年金額に残余期間に応じて附則別表第3に定める率を乗じて得た額を、一時金として支給する。
- 9 第1項第2号に定める一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
 - (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
 - (3) 脱退一時金の受給権者が年金の受給権を取得したとき
- 10 第1項第1号及び第5項に定める年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
- (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 年金の全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 年金の支給開始後5年を経過したとき(第1項第1号のアに該当する場合を除く。)

(施行日前の月にかかる旧基金の掛金の徴収に関する経過措置)

第7条 基金は、法第112条第6項の規定に基づき、施行日の属する月の前月までの旧基金の掛金について事業主から徴収するものとする。

(財政再計算に関する経過措置)

第8条 第79条第1項の定めにかかわらず、初回の掛金の額の再計算は、平成19年3月末日を基準日として行うものとする。

(最低積立基準額に関する経過措置)

第9条 附則第4条及び第5条に定める給付に係る最低積立基準額については、第83条第3項第1号から第3号に基づき算出した額とし、第83条により算出した額に合算するものとする。

(事業年度の経過措置)

第11条 第97条の規定に関わらず、基金の最初の事業年度は施行日に始まり、平成17年3月末日に終わるものとする。

(旧基金から移行する際の特別掛金の一括拋出)

第12条 事業主は、旧基金が法第112条の規定に基づき消滅したことに伴い、当該消滅した日(以下「消滅日」という。)における旧基金の年金給付等積立金の額が、消滅日において旧基金が年金たる給付(厚生年金代行給付(法第111条第1項に定める厚生年金代行給付をいう。))に限る。)の支給に関する義務を負っている者に係る厚年法第162条の3第1項に定める責任準備金に相当する額を下回るときは、当該下回る額を、特別掛金として一括して拋出するものとする。

(第1仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第13条 第44条第1項にかかわらず、施行日現在における加入者である者の第1仮想個人勘定残高は、施行日現在における旧基金のポイント累計に単価を乗じて得た額とする。

(第2仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第14条 第44条第2項にかかわらず、施行日現在における加入者である者の第2仮想個人勘定残高は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 平成 15 年 12 月末日現在有効な住友電装株式会社退職手当金規程に定める勤続ポイントの累計に単価を乗じて得た額
- (2) 基本年金相当額に施行日現在の年齢に応じて附則別表第 4 に定める率を乗じて得た額
(再評価率、年金給付利率及び法定下限予定利率に関する経過措置)
- 第 15 条 第 44 条第 3 項にかかわらず、施行日から平成 19 年 3 月末までの間において適用する再評価率は、3.0%とする。
- 2 第 58 条第 4 項にかかわらず、施行日から平成 19 年 3 月末までの間において適用する年金給付利率は、3.0%とする。
- 3 第 48 条第 3 項にかかわらず、施行日から平成 19 年 3 月末までの間において適用する法定下限予定利率は、1.5%とする。
- (代議員に関する経過措置)
- 第 16 条 この規約の施行日の前日において、旧基金の代議員であった者は、施行日以降引き続きこの基金の代議員とする。
- 2 前項の規定による代議員の任期は、旧基金の代議員の残任期間とする。
- (役員に関する経過措置)
- 第 17 条 施行日の前日において、旧基金の役員であった者は、施行日以降引き続きこの基金の役員とする。
- 2 前項の規定による役員の任期は、旧基金の役員の残任期間とする。
- (附則第 3 条第 2 項に定める受給権者である者のうち独自給付に該当したため当該独自給付の支給を現に受けている者の給付に関する経過措置)
- 第 18 条 附則第 3 条第 2 項に定める受給権者(本条及び次条においては、厚年法附則第 32 条第 1 項の認可の日前の旧基金の加入員であった期間を有する者に限るものとし、厚年法第 44 条の 3 の規定による老齢厚生年金の支給の繰下げの申出をした者及び厚年法第 38 条の 2 第 1 項の規定による老齢厚生年金の支給停止の申出をした者を除く。)であって独自給付(老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金が支給されないとき(全部又は一部が停止されている場合を含む。))に、旧基金の代行部分の年金相当額に相当する給付のうち、この基金が支給すべき給付であって次項各号に定めるいずれかの給付をいう。以下同じ。)の受給権者(独自給付に該当したため、次項各号に定めるいずれかの給付(以下「該当中の独自給付の権利」という。)の支給を現に受けている者をいう。)である者が申し出たときは、該当中の独自給付の権利に代えて、次項に定める独自給付年金額を申し出た月の翌月から、年金として 5 年間支給する。ただし、当該申出をしなかった場合における当該者の該当中の独自給付の権利については、なお従前の例による。
- 2 前項の独自給付年金額は、次の各号に掲げる区分(裁定時期相違額支給対象者(旧基金の受給権者となった者で昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた男子(厚年法附則第 8 条の 2 第 3 項に該当する者を除く。))又は昭和 33 年 4 月 2 日以降に生まれた女子及び厚年法附則第 8 条の 2 第 3 項に該当する男子をいう。以下同じ。))にあつては、老齢厚生年金支給開始年齢までの間については第 1 号に定める給付とし、老齢厚生年金支給開始年齢以上の者については第 2 号から第 7 号に定める給付のいずれかとする。)に応じて当該各号に定める額とする。ただし、老齢厚生年金支給開始年齢(附則別表第 5 のア欄に定める区分に応じて同表のイ欄に定める年齢をいう。以下同じ。)以上の者で次の各号の 2 以上に該当する場合には、独自給付年金額は、当該各号に定める額を合算した額とし、当該合算した額が旧基金の加入員であった期間に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年

金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）附則第 5 条第 1 項の規程によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規程による改正前の厚生年金保険法第 132 条第 2 項に規定する額（以下「代行相当額」という。）に申し出たときの年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額を 4.75259（年利率 2.0%の 5 年確定年金現価率。以下同じ。）で除して得た額（以下「上限額」という。）を上回る場合は、当該上限額とする。

(1) 裁定時期相違額支給対象者に係る給付

代行相当額に申し出たときの年齢から老齢厚生年金支給開始年齢までの期間に応じて附則別表第 7 に定める率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額

(2) 旧基金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有さない場合の給付

代行相当額に申し出たときの年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額

(3) 旧基金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する場合であって、厚年法第 38 条第 1 項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給を停止されている場合の給付

代行相当額に申し出たときの年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額

(4) 旧基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であって、国民年金法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 104 号)附則第 44 条の規定又は厚年法第 38 条第 1 項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給を停止されている場合の給付

代行相当額に申し出たときの年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額

(5) 旧基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であって、国民年金法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 104 号)附則第 44 条の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の 2 分の 1 に相当する額の停止が解除されている場合の給付

代行相当額の 2 分の 1 に相当する額に申し出たときの年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額

(6) 旧基金の受給権者が厚年法第 9 条に規定する被保険者であるときに、その者の老齢厚生年金又は特別支給の老齢厚生年金等の全部又は一部が支給停止されている場合の給付

平成 16 年 1 月 1 日の属する月において老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金のうち支給されることとなる額に、代行相当額を合算した額から、平成 16 年 1 月 1 日の属する月の翌月において老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金のうち支給されることとなる額を控除して得た額(当該額が代行相当額を上回る場合は代行相当額とする。ただし、平成 16 年 1 月 1 日後に当該独自給付に該当したため当該独自給付の支給を現に受けている者の場合にあっては、代行相当額から当該独自給付に該当した日の属する月の翌月において老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金のうち支給されることとなる額を控除した額とする。)に、申し出たときの年齢に応じて附則別表第 8(申し出たときの年齢が 65 歳以上の場合は、附則別表第 9 とする。)に定める

率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額

- (7) 旧基金の受給権者が厚年法附則第 29 条に定める脱退一時金又は旧基金の加入員期間のうち昭和 60 年厚年法改正前の旧厚年法により女子の特例脱退手当金を受け、その額の計算の基礎となった被保険者期間(以下「脱退一時金等受給済被保険者期間」という。)が当該者の旧基金の加入員期間に含まれる場合の給付
脱退一時金等受給済被保険者期間に係る旧基金の平均標準給与月額の 1,000 分の 7.125(旧基金の規約別表第 13 の 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えて適用するものとする。)に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た額に、申し出たときの年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額
- 3 前項に該当する者が、当該年金の申出をしたとき又は年金受給中(第 60 条第 1 項各号に掲げる事由に該当する場合に限る。)に、一時金の支給の申出をしたときは、前項に定める年金額に 5 年から当該年金を支給した期間を控除した期間(以下本条及び次条において「残余期間」という。)に応じて附則別表第 10 に定める率を乗じて得た額を、年金に代えて一時金として支給する。
- 4 第 1 項に該当する者が、年金受給中に死亡した場合は、その遺族に、同項に定める年金額に残余期間に応じて附則別表第 10 に定める率を乗じて得た額を、一時金として支給する。
- 5 第 1 項に定める年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
- (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 年金の全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 年金の支給開始後 5 年を経過したとき

(附則第 3 条第 2 項に定める受給権者である者のうち独自給付将来受給権者の給付に関する経過措置)

第 19 条 附則第 3 条第 2 項に定める受給権者であって独自給付将来受給権者(該当中の独自給付の権利を除いた独自給付を将来受ける権利を有する者をいう。以下同じ。)のうち、次の各号に該当する給付について、申し出たときは、申し出た独自給付将来受給権に代えて、申し出た独自給付将来受給権ごとに次項各号に定める額を申し出た月の翌月から、年金として 5 年間支給する。ただし、当該申出をしなかった場合における当該者の申し出をしなかった部分の独自給付将来受給権については、なお従前の例による。

- (1) 裁定時期相違額支給対象者に係る給付
 - (2) 障害厚生年金の受給権を有する場合に係る給付
 - (3) 脱退一時金等受給済被保険者期間が当該者の旧基金の加入員期間に含まれる場合に係る給付
- 2 前項の申し出た独自給付将来受給権に係る年金額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。
- (1) 裁定時期相違額支給対象者に係る給付
代行相当額に申し出たときの年齢から老齢厚生年金支給開始年齢までの期間に応じて附則別表第 7 に定める率を乗じて得た額に申し出たときの年齢に応じて附則別表第 11 に定める率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額
 - (2) 障害厚生年金の受給権を有する場合に係る給付
代行相当額に老齢厚生年金支給開始年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額に申し出たときの年齢に応じて附則別表第 11 に定める率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額

- (3) 脱退一時金等受給済被保険者期間が当該者の旧基金の加入員期間に含まれる場合に係る給付

脱退一時金等受給済被保険者期間に係る旧基金の平均標準給与月額の 1,000 分の 7.125(旧基金の規約別表第 13 の 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えて適用するものとする。)に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た額に、老齢厚生年金支給開始年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額に申し出たときの年齢に応じて附則別表第 11 に定める率を乗じて得た額を 4.75259 で除して得た額

- 3 前項に該当する者が、当該年金の申出をしたとき又は年金受給中(第 60 条第 1 項各号に掲げる事由に該当する場合に限る。)に、一時金の支給の申出をしたときは、前項に定める年金額に残余期間に応じて附則別表第 10 に定める率を乗じて得た額を、年金に代えて一時金として支給する。
- 4 第 1 項に該当する者が、年金受給中に死亡した場合は、その遺族に、同項に定める年金額に残余期間に応じて附則別表第 10 に定める率を乗じて得た額を、一時金として支給する。
- 5 第 1 項に定める年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
- (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 年金の全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 年金の支給開始後 5 年を経過したとき

附 則

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成 17 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 18 年 9 月 25 日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

(みなし中途脱退者に関する経過措置)

第 2 条 平成 17 年 9 月 30 日以前に加入者の資格を喪失した者で、かつこの規約による改正前の附則第 6 条第 1 項の規定に該当する者については、同条の規定を適用するものとする。

附 則

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成 18 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は平成20年3月25日から施行し、平成19年9月30日より適用する。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は平成20年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成20年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は平成22年4月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成22年3月以前において基金の受給権者である者の給付についてはなお従前の例とする。

(第1基準給与に関する経過措置)

第3条 第43条第2項第1号の規程にかかわらず、施行日における加入者について規約改正後の別表第1に定める資格ポイント(以下「改正後資格ポイント」という。)が施行日前日時点の規約改正前の別表第1に定める資格ポイント(以下「改正前時点資格ポイント」という。)を下回る場合にあっては、その者の改正後資格ポイントは改正前資格ポイントとする。

附 則

この規約は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年10月1日から施行し、平成25年2月5日から適用する。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は平成25年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成25年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

第1条 この規約は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成27年2月3日から施行する。

(存続連合会)

第2条 第47条に規定する連合会は平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成27年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成27年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(加入者期間に関する経過措置)

第2条 第42条の規定にかかわらず、施行日において加入者である者（施行日において休職中である者を含む。）の施行日前の期間に係る加入者期間は、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日前において、現に住友電装企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

第1条 この規約は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、平成28年1月14日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

第1条 この規約は、平成28年2月17日から施行し、平成28年1月4日から適用する。

附 則

第1条 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、平成28年7月6日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

第1条 この規約は、平成28年12月7日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成30年3月1日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定については、当該各号に定める日から適用する。

(1) 附則（平成16年1月1日施行）第18条の規定

平成26年4月1日

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成30年2月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(財政再計算に関する経過措置)

第3条 基金が次に行う財政再計算（第77条第1項に規定する財政再計算のことをいう。）は、同項の規定にかかわらず、平成33年3月末日を基準日とするものとする。

附 則

第1条 この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、令和2年5月11日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

第1条 この規約は、令和3年2月22日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、令和3年6月8日から施行し、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

(第1仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第2条 第44条第1項の規定にかかわらず、施行日において加入者である者（施行日において休職中である者を含む。）の施行日前の期間に係る第1仮想個人勘定残高は、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日において、現に住友電装企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、令和3年8月26日から施行し、令和3年8月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

(加入者期間に関する経過措置)

第2条 第42条の規定にかかわらず、施行日において加入者である者（施行日において休職中である者を含む。）の施行日前の期間に係る加入者期間は、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日前において、現に住友電装企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(第1 仮想個人勘定残高及び第2 仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第2条 第44条の規定にかかわらず、施行日において加入者である者(施行日において休職中である者を含む。)の施行日前の期間に係る第1 仮想個人勘定残高及び第2 仮想個人勘定残高は、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日前において、現に住友電装企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第4条 令和4年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、令和5年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第71条の2の規定は、令和6年12月1日から施行する。

(加入者期間に関する経過措置)

第2条 第42条の規定にかかわらず、施行日において加入者である者(施行日において休職中である者を含む。)の施行日前の期間に係る加入者期間は、なお従前の例による。

(第1 仮想個人勘定残高及び第2 仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第3条 第44条の規定にかかわらず、施行日において加入者である者(施行日において休職中である者を含む。)の施行日前の期間に係る第1 仮想個人勘定残高及び第2 仮想個人勘定残高は、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第4条 施行日前において、現に住友電装企業年金基金規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付内容については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、令和6年3月1日から施行し、令和5年10月16日から適用する。

附 則

(施行日)

第 1 条 この規約は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 令和 7 年 1 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則別表第 1

年齢	乗率	年齢	乗率
60歳以下	17.27199	81歳	7.07388
61歳	16.76287	82	6.68873
62	16.25524	83	6.32265
63	15.74899	84	5.97453
64	15.24325	85	5.64258
65	14.73700	86	5.33023
66	14.22901	87	5.03932
67	13.71904	88	4.76750
68	13.20782	89	4.50974
69	12.69687	90	4.26326
70	12.18778	91	4.03668
71	11.68164	92	3.82295
72	11.17863	93	3.62072
73	10.68101	94	3.42846
74	10.19039	95	3.24462
75	9.70789	96	3.07367
76	9.23487	97	2.91135
77	8.77296	98	2.76405
78	8.32455	99	2.62548
79	7.89250	100	2.49463
80	7.47831		

備考 本表を適用する場合に、年齢に 1 年未満の端数月がある場合の率の算出は次の算式により計算する。(小数第 6 位を 4 捨 5 入する)

$$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$$

A …… 端数月を切り捨てた年齢による率

B …… 端数月を切り上げた年齢による率

附則別表第 2

年齢	乗率	年齢	乗率
15歳	3. 78160	38歳	1. 91610
16	3. 67145	39	1. 86029
17	3. 56452	40	1. 80611
18	3. 46070	41	1. 75351
19	3. 35990	42	1. 70243
20	3. 26204	43	1. 65285
21	3. 16703	44	1. 60471
22	3. 07478	45	1. 55797
23	2. 98523	46	1. 51259
24	2. 89828	47	1. 46853
25	2. 81386	48	1. 42576
26	2. 73191	49	1. 38423
27	2. 65234	50	1. 34392
28	2. 57508	51	1. 30477
29	2. 50008	52	1. 26677
30	2. 42726	53	1. 22987
31	2. 35657	54	1. 19405
32	2. 28793	55	1. 15927
33	2. 22129	56	1. 12551
34	2. 15659	57	1. 09273
35	2. 09378	58	1. 06090
36	2. 03279	59	1. 03000
37	1. 97359	60 歳以上	1. 00000

備考 附則別表第 1 の備考に同じ。

附則別表第 3

残余期間	乗率
0年	0.00000
1	0.98294
2	1.93725
3	2.86377
4	3.76330
5	4.63662

備考 残余期間に 1 年未満の端数月がある場合の率の算出は次の算式により計算し、小数第 6 位を、4 捨 5 入する。

$$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$$

A …… 端数月を切り捨てた残余期間による率

B …… 端数月を切り上げた残余期間による率

附則別表第 4

年齢	乗率	年齢	乗率
15歳	6.49504	38歳	10.33383
16	6.62494	39	10.55148
17	6.75744	40	10.77468
18	6.89259	41	11.00404
19	7.03044	42	11.23986
20	7.17105	43	11.48222
21	7.31447	44	11.73193
22	7.46076	45	11.98923
23	7.60998	46	12.25524
24	7.76218	47	12.53054
25	7.91742	48	12.81485
26	8.08054	49	13.10904
27	8.24701	50	13.41360
28	8.41692	51	13.72979
29	8.59041	52	14.05880
30	8.76757	53	14.40118
31	8.94838	54	14.75738
32	9.13310	55	15.12817
33	9.32173	56	15.51513
34	9.51463	57	15.92032
35	9.71211	58	16.34612
36	9.91438	59	16.79565
37	10.12158	60 歳以上	17.27199

備考 附則別表第 1 の備考に同じ。

別表第 1

資格ポイント表

資格	資格ポイント (年)
E－1	30
E－2	60
E－3	100
E－4	180
E－5	220
G－1	30
G－2	70
G－3	120
A L	200
L	240
E L	280
理事	300

(備考) 資格は、資格に関する規程（令和 4 年 4 月 1 日現在有効な住友電装株式会社コース及び資格に関する規程をいう。）に規定する資格をいう。

別表第 2

勤続ポイント表

加入者期間	勤続ポイント（年）
4 年以下	20
4 年超～ 8 年以下	25
8 年超～10 年以下	30
10 年超～12 年以下	45
12 年超～14 年以下	50
14 年超～17 年以下	60
17 年超～18 年以下	70
18 年超～20 年以下	80
20 年超～21 年以下	90
21 年超～23 年以下	100
23 年超～25 年以下	120
25 年超～27 年以下	140
27 年超～29 年以下	160
29 年超～32 年以下	180
32 年超～38 年以下	200
38 年超	120

別表第 3

第 2 勤続ポイント表

加入者期間	第 2 勤続ポイント(年)
3 年以下	15
3 年超～ 7 年以下	25
7 年超～14 年以下	45
14 年超～16 年以下	55
16 年超～18 年以下	75
18 年超～20 年以下	85
20 年超～22 年以下	95
22 年超～24 年以下	105
24 年超～29 年以下	130
29 年超～38 年以下	160
38 年超	130

(備考) 60 歳に達した日の属する月の翌月以降の第 2 勤続ポイント(年)は上表に関わらず、一律 20 ポイント(年)とする。

別表第 4

法定下限予定利率、再評価率及び年金給付利率に応じた期間別年金現価率表

期間	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%
0年	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
1	0.99942	0.99884	0.99825	0.99767	0.99710	0.99652	0.99594	0.99537	0.99479	0.99422
2	1.99784	1.99568	1.99352	1.99137	1.98923	1.98709	1.98496	1.98283	1.98071	1.97859
3	2.99526	2.99053	2.98582	2.98112	2.97643	2.97176	2.96710	2.96246	2.95783	2.95322
4	3.99168	3.98340	3.97514	3.96691	3.95872	3.95055	3.94242	3.93431	3.92624	3.91819
5	4.98711	4.97428	4.96150	4.94878	4.93612	4.92351	4.91095	4.89845	4.88601	4.87361
6	5.98155	5.96319	5.94492	5.92674	5.90866	5.89066	5.87276	5.85494	5.83722	5.81958
7	6.97499	6.95012	6.92539	6.90080	6.87636	6.85205	6.82787	6.80384	6.77994	6.75617
8	7.96744	7.93508	7.90293	7.87099	7.83924	7.80770	7.77635	7.74521	7.71425	7.68350
9	8.95890	8.91808	8.87755	8.83730	8.79734	8.75765	8.71824	8.67910	8.64024	8.60164
10	9.94936	9.89911	9.84925	9.79977	9.75066	9.70193	9.65358	9.60558	9.55796	9.51069
11	10.93884	10.87819	10.81805	10.75840	10.69925	10.64059	10.58241	10.52472	10.46749	10.41074
12	11.92733	11.85531	11.78394	11.71321	11.64311	11.57364	11.50479	11.43655	11.36892	11.30188
13	12.91483	12.83048	12.74695	12.66422	12.58228	12.50113	12.42076	12.34115	12.26230	12.18420
14	13.90135	13.80371	13.70708	13.61144	13.51678	13.42309	13.33036	13.23857	13.14771	13.05778
15	14.88688	14.77499	14.66434	14.55489	14.44663	14.33955	14.23364	14.12887	14.02523	13.92271
16	15.87142	15.74434	15.61873	15.49457	15.37185	15.25055	15.13063	15.01210	14.89492	14.77908
17	16.85498	16.71175	16.57027	16.43052	16.29247	16.15611	16.02140	15.88832	15.75685	15.62697
18	17.83756	17.67723	17.51896	17.36273	17.20851	17.05627	16.90597	16.75759	16.61110	16.46646
19	18.81916	18.64078	18.46481	18.29123	18.11999	17.95106	17.78439	17.61996	17.45772	17.29764
20	19.79978	19.60241	19.40784	19.21603	19.02694	18.84051	18.65671	18.47548	18.29679	18.12060

期間	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%
0年	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
1	0.99364	0.99307	0.99250	0.99193	0.99136	0.99079	0.99023	0.98966	0.98909	0.98853
2	1.97648	1.97437	1.97226	1.97017	1.96807	1.96598	1.96390	1.96182	1.95975	1.95768
3	2.94861	2.94403	2.93945	2.93489	2.93035	2.92582	2.92130	2.91679	2.91230	2.90782
4	3.91018	3.90219	3.89423	3.88630	3.87840	3.87053	3.86269	3.85488	3.84709	3.83934
5	4.86128	4.84899	4.83676	4.82458	4.81245	4.80037	4.78835	4.77638	4.76446	4.75259
6	5.80203	5.78456	5.76719	5.74990	5.73269	5.71557	5.69854	5.68158	5.66472	5.64793
7	6.73254	6.70904	6.68568	6.66244	6.63933	6.61636	6.59351	6.57078	6.54819	6.52572
8	7.65293	7.62256	7.59238	7.56238	7.53258	7.50295	7.47352	7.44426	7.41519	7.38629
9	8.56331	8.52525	8.48744	8.44990	8.41262	8.37559	8.33882	8.30229	8.26602	8.22999
10	9.46378	9.41723	9.37102	9.32517	9.27966	9.23449	9.18965	9.14515	9.10099	9.05715
11	10.35446	10.29863	10.24327	10.18835	10.13388	10.07985	10.02627	9.97311	9.92039	9.86809
12	11.23544	11.16959	11.10431	11.03961	10.97548	10.91191	10.84890	10.78643	10.72451	10.66313
13	12.10684	12.03021	11.95431	11.87912	11.80464	11.73086	11.65777	11.58537	11.51364	11.44258
14	12.96876	12.88063	12.79340	12.70704	12.62155	12.53692	12.45313	12.37018	12.28805	12.20675
15	13.82130	13.72097	13.62172	13.52353	13.42639	13.33028	13.23519	13.14111	13.04803	12.95593
16	14.66456	14.55134	14.43941	14.32874	14.21933	14.11115	14.00418	13.89842	13.79383	13.69042
17	15.49865	15.37187	15.24661	15.12284	15.00055	14.87972	14.76032	14.64233	14.52573	14.41051
18	16.32366	16.18266	16.04345	15.90598	15.77023	15.63618	15.50381	15.37309	15.24399	15.11648
19	17.13970	16.98385	16.83006	16.67830	16.52853	16.38074	16.23488	16.09092	15.94884	15.80861
20	17.94686	17.77553	17.60658	17.43996	17.27563	17.11357	16.95373	16.79607	16.64056	16.48717

期間	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%	3.0%
0年	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
1	0.98797	0.98740	0.98684	0.98628	0.98572	0.98516	0.98461	0.98405	0.98349	0.98294
2	1.95561	1.95355	1.95150	1.94945	1.94741	1.94536	1.94333	1.94130	1.93927	1.93725
3	2.90336	2.89891	2.89447	2.89004	2.88563	2.88123	2.87685	2.87247	2.86811	2.86377
4	3.83161	3.82391	3.81624	3.80859	3.80097	3.79338	3.78582	3.77829	3.77078	3.76330
5	4.74077	4.72900	4.71728	4.70561	4.69399	4.68242	4.67090	4.65943	4.64800	4.63662
6	5.63123	5.61460	5.59806	5.58161	5.56523	5.54893	5.53271	5.51657	5.50050	5.48452
7	6.50337	6.48115	6.45905	6.43707	6.41521	6.39348	6.37186	6.35036	6.32898	6.30771
8	7.35758	7.32904	7.30067	7.27248	7.24447	7.21662	7.18895	7.16144	7.13411	7.10693
9	8.19421	8.15867	8.12338	8.08832	8.05350	8.01891	7.98456	7.95043	7.91654	7.88288
10	9.01364	8.97045	8.92758	8.88503	8.84279	8.80087	8.75925	8.71794	8.67693	8.63622
11	9.81621	9.76475	9.71371	9.66307	9.61284	9.56301	9.51357	9.46453	9.41588	9.36762
12	10.60228	10.54196	10.48216	10.42288	10.36410	10.30584	10.24807	10.19080	10.13401	10.07771
13	11.37218	11.30243	11.23333	11.16487	11.09704	11.02984	10.96325	10.89728	10.83190	10.76713
14	12.12624	12.04654	11.96762	11.88948	11.81211	11.73550	11.65963	11.58451	11.51013	11.43646
15	12.86480	12.77462	12.68540	12.59710	12.50973	12.42327	12.33771	12.25303	12.16923	12.08630
16	13.58816	13.48704	13.38704	13.28814	13.19034	13.09362	12.99795	12.90334	12.80977	12.71721
17	14.29665	14.18411	14.07290	13.96298	13.85435	13.74697	13.64084	13.53594	13.43225	13.32975
18	14.99056	14.86619	14.74334	14.62201	14.50216	14.38377	14.26683	14.15131	14.03719	13.92444
19	15.67020	15.53358	15.39871	15.26559	15.13417	15.00444	14.87636	14.74991	14.62507	14.50182
20	16.33586	16.18660	16.03935	15.89408	15.75077	15.60937	15.46987	15.33222	15.19640	15.06237

期間	3.1%	2.2%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%
0年	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
1	0.98239	0.98183	0.98128	0.98073	0.98018	0.97963	0.97908	0.97853	0.97799	0.97744
2	1.93523	1.93322	1.93121	1.92921	1.92721	1.92522	1.92323	1.92125	1.91927	1.91729
3	2.85943	2.85511	2.85080	2.84650	2.84222	2.83795	2.83369	2.82945	2.82521	2.82099
4	3.75584	3.74841	3.74101	3.73364	3.72629	3.71896	3.71167	3.70440	3.69715	3.68993
5	4.62530	4.61402	4.60278	4.59160	4.58046	4.56936	4.55832	4.54732	4.53636	4.52545
6	5.46861	5.45278	5.43702	5.42134	5.40574	5.39021	5.37476	5.35938	5.34407	5.32884
7	6.28657	6.26553	6.24461	6.22381	6.20312	6.18254	6.16207	6.14171	6.12146	6.10133
8	7.07993	7.05309	7.02641	6.99989	6.97353	6.94733	6.92129	6.89541	6.86968	6.84410
9	7.84944	7.81622	7.78322	7.75045	7.71789	7.68555	7.65342	7.62151	7.58980	7.55831
10	8.59581	8.55569	8.51586	8.47633	8.43708	8.39811	8.35943	8.32103	8.28290	8.24505
11	9.31973	9.27223	9.22510	9.17834	9.13195	9.08592	9.04025	8.99494	8.94998	8.90537
12	10.02189	9.96655	9.91168	9.85727	9.80332	9.74982	9.69678	9.64418	9.59202	9.54030
13	10.70294	10.63934	10.57632	10.51387	10.45198	10.39065	10.32988	10.26965	10.20996	10.15081
14	11.36351	11.29127	11.21973	11.14888	11.07871	11.00922	10.94039	10.87222	10.80471	10.73783
15	12.00422	11.92299	11.84259	11.76301	11.68425	11.60629	11.52912	11.45274	11.37713	11.30228
16	12.62567	12.53512	12.44555	12.35695	12.26931	12.18261	12.09685	12.01200	11.92806	11.84502
17	13.22843	13.12827	13.02925	12.93136	12.83458	12.73891	12.64431	12.55079	12.45832	12.36688
18	13.81306	13.70302	13.59430	13.48688	13.38074	13.27587	13.17225	13.06985	12.96867	12.86868
19	14.38012	14.25995	14.14130	14.02413	13.90844	13.79418	13.68135	13.56991	13.45986	13.35117
20	14.93012	14.79962	14.67083	14.54372	14.41828	14.29448	14.17228	14.05167	13.93262	13.81510

期間	4.1%	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%	5.0%
0年	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
1	0.97690	0.97635	0.97581	0.97527	0.97473	0.97419	0.97365	0.97311	0.97257	0.97203
2	1.91532	1.91335	1.91139	1.90943	1.90748	1.90553	1.90359	1.90165	1.89971	1.89778
3	2.81678	2.81258	2.80840	2.80423	2.80007	2.79592	2.79178	2.78766	2.78354	2.77944
4	3.68274	3.67557	3.66843	3.66131	3.65422	3.64715	3.64011	3.63309	3.62609	3.61912
5	4.51459	4.50377	4.49300	4.48227	4.47158	4.46094	4.45035	4.43979	4.42928	4.41882
6	5.31368	5.29859	5.28357	5.26863	5.25375	5.23895	5.22422	5.20955	5.19496	5.18043
7	6.08130	6.06137	6.04156	6.02185	6.00224	5.98274	5.96335	5.94406	5.92487	5.90578
8	6.81868	6.79341	6.76829	6.74332	6.71850	6.69383	6.66930	6.64492	6.62068	6.59659
9	7.52702	7.49594	7.46506	7.43439	7.40391	7.37364	7.34356	7.31368	7.28399	7.25450
10	8.20747	8.17015	8.13311	8.09633	8.05981	8.02355	7.98755	7.95181	7.91632	7.88108
11	8.86111	8.81719	8.77361	8.73037	8.68747	8.64489	8.60264	8.56071	8.51911	8.47782
12	9.48901	9.43815	9.38771	9.33769	9.28809	9.23890	9.19011	9.14173	9.09374	9.04615
13	10.09218	10.03408	9.97649	9.91942	9.86285	9.80679	9.75121	9.69613	9.64153	9.58742
14	10.67160	10.60599	10.54100	10.47663	10.41286	10.34970	10.28713	10.22514	10.16374	10.10291
15	11.22819	11.15484	11.08223	11.01035	10.93919	10.86874	10.79898	10.72992	10.66155	10.59385
16	11.76286	11.68158	11.60115	11.52158	11.44285	11.36495	11.28786	11.21159	11.13611	11.06141
17	12.27648	12.18708	12.09868	12.01127	11.92482	11.83934	11.75480	11.67119	11.58850	11.50671
18	12.76986	12.67221	12.57570	12.48031	12.38604	12.29286	12.20077	12.10974	12.01976	11.93081
19	13.24382	13.13778	13.03305	12.92959	12.82740	12.72645	12.62672	12.52820	12.43087	12.33471
20	13.69910	13.58459	13.47154	13.35993	13.24975	13.14096	13.03355	12.92750	12.82278	12.71938

期間	5.1%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%
0年	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
1	0.97150	0.97096	0.97043	0.96990	0.96936
2	1.89585	1.89393	1.89201	1.89010	1.88819
3	2.77536	2.77128	2.76721	2.76316	2.75912
4	3.61218	3.60526	3.59836	3.59149	3.58464
5	4.40840	4.39801	4.38768	4.37738	4.36713
6	5.16597	5.15159	5.13726	5.12301	5.10882
7	5.88679	5.86791	5.84912	5.83043	5.81185
8	6.57263	6.54882	6.52515	6.50162	6.47822
9	7.22519	7.19608	7.16715	7.13841	7.10986
10	7.84609	7.81134	7.77684	7.74258	7.70856
11	8.43685	8.39619	8.35584	8.31580	8.27606
12	8.99895	8.95213	8.90570	8.85965	8.81397
13	9.53377	9.48060	9.42789	9.37563	9.32384
14	10.04264	9.98294	9.92379	9.86518	9.80712
15	10.52682	10.46045	10.39473	10.32965	10.26521
16	10.98750	10.91435	10.84197	10.77033	10.69942
17	11.42583	11.34582	11.26669	11.18842	11.11100
18	11.84288	11.75597	11.67004	11.58510	11.50111
19	12.23970	12.14584	12.05309	11.96145	11.87089
20	12.61727	12.51644	12.41686	12.31852	12.22139

備考) 本表を適用する場合に、期間に 1 年未満の端数月がある場合の率の算出は次の算式により計算する。(小数第 6 位を 4 捨 5 入する。)

$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$

A・・・端数月を切り捨てた期間による率

B・・・端数月を切り上げた期間による率

附則別表第 5

老齢厚生年金支給開始年齢

ア 欄		イ 欄
男子(厚年法附則第 8 条の 2 第 3 項に該当する者を除く)	女子及び厚年法附則第 8 条の 2 第 3 項に該当する男子	老齢厚生年金支給開始年齢
昭和 28 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和 33 年 4 月 1 日までに生まれた者	60 歳
昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和 33 年 4 月 2 日から昭和 35 年 4 月 1 日までに生まれた者	61 歳
昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 32 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 37 年 4 月 1 日までに生まれた者	62 歳
昭和 32 年 4 月 2 日から昭和 34 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日までに生まれた者	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和 39 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までに生まれた者	64 歳
昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた者	65 歳

附則別表第 6

年齢別乗率表

年齢	乗率	年齢	乗率
60 歳以下	21.34746	81 歳	9.81151
61 歳	20.83442	82	9.29871
62	20.31485	83	8.80238
63	19.78914	84	8.32434
64	19.25782	85	7.86576
65	18.72152	86	7.42924
66	18.18006	87	7.01601
67	17.63392	88	6.62718
68	17.08316	89	6.26401
69	16.52842	90	5.92245
70	15.96942	91	5.60120
71	15.40611	92	5.29775
72	14.83913	93	5.00992
73	14.26880	94	4.73590
74	13.69658	95	4.47733
75	13.12393	96	4.23610
76	12.55372	97	4.01257
77	11.98774	98	3.80525
78	11.42834	99	3.61211
79	10.87823	100	3.43197
80	10.33879		

備考 本表を適用する場合に、年齢に 1 歳未満の端数月がある場合の乗率の算出は次の算式により計算する。(小数第 6 位を 4 捨 5 入する)

$$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$$

A…端数月を切り捨てた年齢による乗率

B…端数月を切り上げた年齢による乗率

附則別表第 7

期間別乗率表

期間	乗率
0年	0.00000
1	0.98853
2	1.95768
3	2.90782
4	3.83934
5	4.75259

備考 期間に 1 年未満の端数月がある場合の乗率の算出は次の算式により計算し、小数第 6 位を 4 捨 5 入する。

$$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$$

A…端数月を切り捨てた期間による乗率

B…端数月を切り上げた期間による乗率

附則別表第 8

年齢別乗率表

年齢	乗率
60 歳 以下	4.75259
61 歳	3.83934
62	2.90782
63	1.95768
64	0.98853
65	0.00000

備考 附則別表第 6 に同じ。

附則別表第 9

年齢別乗率表

年齢	乗率
65 歳	4.75259
66	3.83934
67	2.90782
68	1.95768
69	0.98853
70 歳 以上	0.00000

備考 附則別表第 6 に同じ。

附則別表第 10

残余期間別換算率表

残余期間	換算率
0 年	0.00000
1	0.98853
2	1.95768
3	2.90782
4	3.83934
5	4.75259

備考 残余期間に 1 年未満の端数月がある場合の率の算出は次の算式により計算し、小数第 6 位を 4 捨 5 入する。

$$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$$

A…端数月を切り捨てた残余期間による率

B…端数月を切り上げた残余期間による率

附則別表第 11

年齢別乗率表

年齢	乗率	年齢	乗率
15 歳	0.41020	38 歳	0.64684
16	0.41840	39	0.65978
17	0.42677	40	0.67297
18	0.43530	41	0.68643
19	0.44401	42	0.70016
20	0.45289	43	0.71416
21	0.46195	44	0.72845
22	0.47119	45	0.74301
23	0.48061	46	0.75788
24	0.49022	47	0.77303
25	0.50003	48	0.78849
26	0.51003	49	0.80426
27	0.52023	50	0.82035
28	0.53063	51	0.83676
29	0.54125	52	0.85349
30	0.55207	53	0.87056
31	0.56311	54	0.88797
32	0.57437	55	0.90573
33	0.58586	56	0.92385
34	0.59758	57	0.94232
35	0.60953	58	0.96117
36	0.62172	59	0.98039
37	0.63416	60 歳以上	1.00000

備考 附則別表第 6 に同じ。